

介護予防ケアマネジメント勉強会 質疑回答

NO	受付日	質 疑 内 容	回 答	担 当
1	3月19日	みなし指定が指定になったかどうかの確認は個々にするのか？ホームページで発表するのか？ホームページにアップした場合、メール等で連絡はもらえるのか？	4月以降に指定事業所の一覧をホームページにアップする予定ですが、メール等での連絡は予定しておりません。	介護保険課 事業者係
2	3月19日	もし、みなし指定が取れなければ利用者は実費になってしまうのか？	総合事業においても、市の指定を受けずにサービス提供した場合には、保険給付することはできません。 なお、平成30年4月以降川口市においては「みなし指定」はありません。A1, A5の指定(みなし指定)を受けていた事業所が引き続き同様のサービスを提供する場合は、A2, A6の指定(介護予防相当サービスの指定)を受けてください。	介護保険課 給付係
3	3月19日	認定期間は、4月以降3年になるのか？	平成30年4月1日以降に受付した、更新申請の有効期間は36ヶ月まで延長する事が出来るようになります。	介護保険課 認定係
4	3月19日	訪問型基準緩和サービスについて、市が行う担い手養成の研修にどの位の時間を要するのか？	高齢者の特徴や生活支援サービスの理解及び介護保険制度についてなど3日間の講義と実習を予定しています。	長寿支援課 地域ケア係
5	3月19日	基準緩和サービスの事業所の指定準備はどの程度進んでいるのか？また、どのように情報を入手できるのか？	現在、書類内容を精査しているところです。他の介護サービスと同様に、事業者に対し指定通書を発行する予定です。また、4月以降に指定事業所の一覧をホームページにアップする予定です。	介護保険課 事業者係